

# 成田市防災マップ作成業務委託仕様書

## 第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、成田市（以下「発注者」という。）が実施する「成田市防災マップ作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、受注者が実施する業務内容を定めるものである。

(目的)

第2条 本業務は、洪水・土砂災害・地震等が発生した場合における被害予測、浸水想定範囲や避難方法等を住民に周知するため、発注者が作成・公表している現在の防災マップの更新・統合を行うもので、各種災害情報と防災学習・避難所情報を分かりやすく 1冊に収録し地域防災力の向上を図ることを目的とする。

また、災害時の持ち運びや、平常時の家庭内での話し合いにも活用しやすいよう、サイズやデザインに配慮し、実効性に優れた防災マップを作成する。  
なお、成果品については、電子データを市ホームページに掲載する。

(準拠する関係法令等)

第3条 本業務は、本仕様書のほかに、下記に準拠し実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 大規模地震対策特別措置法
- (4) 水防法
- (5) 河川法
- (6) 測量法
- (7) 防災基本計画（中央防災会議）
- (8) 千葉県地域防災計画
- (9) 成田市地域防災計画
- (10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (11) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（国土交通省）
- (12) 水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省）及び各ハザードマップ作成の手引き
- (13) 災害時の避難に関する専門調査会報告：中央防災会議

- (14) 避難情報に関するガイドライン：内閣府
- (15) その他関係法令及び通達等

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約日翌日から令和5年3月24日までとする。

(提出書類)

第5条 受注者は本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務主任技術者届・経歴書
- (4) その他発注者が必要とするもの

(業務の指示及び監督)

第6条 本業務を実施するにあたり発注者の意図及び目的を十分に理解したうえで全体を計画、管理、指示する業務主任技術者を選任し、官公庁等が平成29年度以降に発注した防災マップ作成業務の実績を有する者を配置し、正確丁寧に行なわなければならない。

また、発注者が定める監督員と常に密接な連絡をとり、履行期間中においても進捗状況を随時報告することとする。

なお、業務主任技術者を変更しなければならない特別な事情が生じた場合は、発注者の承諾を受け、その後速やかに届出を行うこと。万一業務主任技術者を変更する事態が生じた場合は、業務の遂行に支障のないよう万全を期すること。

(資料の貸与及び返却)

第7条 本業務を実施するにあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受注者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任を負うこと。

なお、発注者において管理する資料は貸与するものとする。受注者は、貸与された資料の管理に十分に注意し、使用后速やかに返還するものとする。

(1) 洪水浸水想定区域データ…shape形式(発注者から貸与)

- ①利根川浸水想定区域図(想定最大規模)
- ②根木名川浸水想定区域図(想定最大規模)

- ③高崎川浸水想定区域図（印旛沼流域全体 想定最大規模）
- ④上記①～③各図における浸水継続時間
- ⑤大須賀川、派川大須賀川、上八間川及び下八間川洪水浸水想定区域図  
（想定最大規模）
- ⑥派川根木名川及び尾羽根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
- ⑦十日川及び派川十日川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
- ⑧竜台川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
- ⑨長門川及び旧長門川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
- （2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域…shape 形式（発注者から貸与）
- （3）指定緊急避難場所、指定避難所…Excel 形式（発注者から貸与）
- （4）地表地震動（揺れやすさマップ）…（受注者で収集）  
想定地震「成田空港直下地震」（M7.3）  
内閣府首都直下地震モデル検討会（平成 25 年 3 月）
- （5）液状化危険度マップ…（受注者で収集）  
想定地震「成田空港直下地震」（M7.3）  
内閣府首都直下地震モデル検討会（平成 25 年 3 月）
- （6）内水ハザードマップ…shape 形式（発注者から貸与）  
成田市下水道課（令和 4 年 8 月）
- （7）公共施設関連資料
- （8）その他協議の上必要と判断されたもの

（打合せ協議）

第 8 条 受注者は、本業務実施に先立ち業務内容について、発注者と打合せ協議を行うほか、履行期間中においても進捗状況を随時報告する。

また、発注者が作業の進捗状況・作業手法等に関することで必要と認めた場合においても、適宜実施することとする。仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については協議の上決定するものとする。

着手時及び成果品納入時については、原則として業務主任技術者が立ち会うものとする。

（検査）

第 9 条 受注者は、本業務完了後速やかに完了届、成果品、関係書類を提出し、完了検査を受けなければならない。

（成果品の帰属）

第 10 条 本業務の内容はすべて発注者に帰属するものとする。また、受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用さ

せてはならない。ただし、受注者及び第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利などは、受注者及び第三者に留保されるものとし、それらの編集や複製等を行う際は権利者の承諾を得ることとする。

(費用負担)

第 11 条 本業務におけるイラスト・地図利用にかかる著作権、複製使用については、受注者の負担とする。

(広告取得)

第 12 条 受注者は、下記の点に留意し、印刷物に広告を掲載することを希望する広告主を募集して製作することができる。

なお、広告は受注者による取り扱いとし、その収入は受注者に属するが、広告掲載内容については、成田市広告掲載要綱および成田市広告掲載基準を遵守し、必要に応じて発注者と協議すること。

- (1) 広告主は、受注者の責任において募るものとする。
- (2) 広告主を募る場合は、事業者に必要な説明を行い、誤解を招かないよう努めること。なお、広告の募集について発注者は関与しない。そのため、発注者は「受注者に同行しての事業者への訪問」や「事業者への面会連絡や調整」などを行わない。
- (3) 掲載する広告の範囲は、成田市広告掲載要綱第 3 条及び成田市広告掲載基準第 4 条の規定によるほか、クーポンを含んだ内容や競馬・競輪などの公営ギャンブルの広告は掲載できないものとする。
- (4) 表紙・裏表紙には広告を入れないこととする。
- (5) 広告は、防災マップの内容と区別できるようにする。
- (6) 受注者は、防災マップへの広告などの掲載により、第三者に損害を与えた場合は、受注者または広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(守秘義務)

第 13 条 受注者は、本業務において知り得た情報について他に漏洩または引用してはならない。

(損害の賠償)

第 14 条 受注者は、本業務の実施に関して発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、市の責めに帰すべき理由による場合を除き、その損害を賠償する。また、本業務の実施に関して受注者の受けた損害については、発注者はいかなる責めも負わない。ただし、

発注者の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。

(契約不適合)

第 15 条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うこととする。

ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致は瑕疵ではないものとする。

(疑義)

第 16 条 本仕様書に定めがない事項、また、本仕様書に定められた内容の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しその指示に従わなければならない。

## 第 2 章 業務内容

(業務概要)

第 17 条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集整理
- (3) 打合せ協議
- (4) 防災情報地図面収録情報の作成の検討
- (5) 防災情報啓発面の作成の検討
- (6) 版下の作成・校正
- (7) 広告の募集・作成・校正
- (8) 印刷・製本
- (9) 市ホームページ掲載用データの作成
- (10) 市内全世帯配布

(計画準備)

第 18 条 計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

(資料収集整理)

第 19 条 本業務を進めるにあたって、第 3 条で述べた関連法案等を理解・整理し

た上で、掲載内容を検討することとする。

また、必要な資料、画像があれば受注者は発注者に請求することができる。

なお、過去実績において使用した記事を提案・使用することを認める。

(防災マップの作成)

第 20 条 防災マップ作成については以下の仕様とする。

(1) 冊子

- ・形態：B4 冊子版（中綴じ）
- ・数量：115,000 部
- ・頁数：64 頁（表紙含む）
  - 防災情報（地図面）：44 頁程度
  - ※索引図を含む。
  - 防災情報（啓発面）：16 頁程度
- ・刷色：全頁 4 色
- ・紙質：（表紙） 雷鳥上質 四六判 135 kg  
（本文・地図面） 雷鳥上質 B 巻 87 kg
- ・印刷：オフセット印刷
- ・収録情報：(1) 地図収録情報  
(2) 防災（啓発）情報

(2) 防災情報（地図面）収録情報

①市内全域図の作成

見開き 2 頁で市内全域が表示される縮尺とし、詳細図の図割がわかるものとする。

②背景地図（詳細図）の作成

背景地図は受注者にて用意すること。対象地域は本市内全域を作成範囲とし、隣接する近隣自治体も掲載範囲内において詳細図として表記する。なお、詳細図については、測量法第 44 条に基づいて使用承認を得た上で、関係機関の承認番号を取得し掲載する。

使用する基図については受注者で用意をすること。ただし、住宅密集地については拡大図（1/10,000 程度）を掲載すること。その際、基図は過去 2 年以内に現地の全棟調査を基に経年変化修正を行い、全家形と道路形状を表示した、現状に近い詳細図を作成し使用すること。また、「水害ハザードマップ作成の手引き」（国土交通省）に準じ、隣接する自治体についても同様とする。地図に関する複製利用については受託者にて負担することとする。

表示する地物については、発注者より貸与する資料を用い、背景地図に表示

し、色合いや大きさ線の太さなどは発注者と協議して決定するものとする。

- ・主な地物：行政界、町丁目界、道路、鉄道、市役所、公共施設、学校、  
交番、駐在所、消防署、その他必要とされる公共物

### ③その他の掲載内容

防災情報については、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、避難場所、避難所等を発注者からの貸与資料をもとに詳細図に記載する。

その他情報、目標物等は発注者と受注者が協議の上、記載するものとする。

### ④その他の掲載地図

揺れやすさマップ、液状化危険度マップ、内水ハザードマップの情報を記載する。

色合いや大きさ、線の太さなどは発注者と協議して決定するものとする。その他協議の上必要と判断されたものは、掲載する。

## (3) 防災情報（啓発面）収録情報

### ①掲載内容

資料を収集・整理し、発注者と受注者が協議の上決定後、受注者にて作成し、発注者が確認する。なお、過去実績において使用した記事を使用・提案することを認める。

「風水害対策」「土砂災害対策」「地震対策」「非常時持出品」「家庭での備蓄リスト」「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」等をイラスト・文章等により構成、配色を行い、見易さに留意し作成すること。

(校正)

第 21 条 文字校正 2 回、色校正 1 回程度とする。※色校正は簡易色校可とする。

(ホームページ掲載用データの作成)

第 22 条 防災マップの全頁のデータを、市ホームページ掲載用にデータ化し、納品すること。

また、市ホームページに掲載する多言語に対応した防災マップを作成し、データを納品すること。

## (1) 多言語防災マップの内容

### ①地図面 多言語 PDF データ

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・  
タガログ語・タイ語

### ②啓発面 市ホームページ上の外国語自動翻訳機能に対応できるデータ形式

(全世帯配布業務)

第 23 条 防災マップは原則として成田市内の全世帯へ無償で配布する。なお、受取拒否及び配布不可能の場合はこの限りではない。

配布は 2 ヶ月程度で完了させるものとし、配布時は、雨や汚れを防ぐため、1 冊ごとにビニールなどで包装し、発行のお知らせを同封する。

全世帯配布に関する配布漏れへの対応、市民からの問い合わせについては、本業務の委託範囲内とする。

(参考) 市内世帯数 (令和 4 年 2 月末現在) 約 63,000 世帯

(納入場所)

第 24 条 配布しなかった成果品について、納入場所は発注者の指示に従うものとする。

### 第 3 章 成果品

(成果品仕様)

第 25 条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 防災マップ…115,000 部 (冊子)
- (2) 防災マップ原案…1 部
- (3) 打合せ簿…2 部
- (4) 業務報告書…3 部
- (5) 市ホームページ掲載用データ (DVD 格納) …1 式  
PDF 及びパワーポイント形式
- (6) GIS データ (DVD 格納) …1 式 Shape 形式
- (7) その他、発注者の指示によるもの

以上